

宮崎市日中一時支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、日中に監護者のいない障がい者及び障がい児（以下「障がい者等」という。）の一時的な見守り等を行う日中一時支援事業（以下「サービス」という。）を実施するに当たり、宮崎市地域生活支援事業実施要綱（平成18年9月26日伺定）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(サービス内容)

第2条 サービスの内容は、日中における障がい者等の一時的な見守り及び活動の場の確保並びに家族の就労支援、日常的な介護者の一時的な休息の確保等の支援とする。

(利用者)

第3条 サービスを受けることができる者（以下「利用者」という。）は、宮崎市に居住する在宅の障がい者等であって、障がい支援区分の認定を受けた者又は市長が必要と認めた者とする。

(サービスに要する費用の額)

第4条 サービスに要する費用の額は、1単位の単価10円として別表に定める単位数により算定するものとする。

(サービス提供時間)

第5条 サービス提供時間は、4時間を1利用単位とし、1日3利用単位を限度とする。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年11月1日から施行する。

別表

サービス費用の単価区分 () は受給者証の表記	障がい者	障がい児	単位数	入浴加算 単位数 (1日に つき)	送迎加算 単位数 (1回につき)	単独型加算 単位数 (1利用単 位につき)
区分3 (区分3)	障がい支援区分6 及び5	障がい児支援区分3 (※)	190 単位			
区分2 (区分2)	障がい支援区分4 及び3	障がい児支援区分2 (※)	150 単位	54 単位	54 単位	
区分1 (区分1)	障がい支援区分2 及 び1並びに非該当	障がい児支援区分1 (※)	120 単位			
重症心身障がい (①)	重症心身障がい者	重症心身障がい児	600 単位	72 単位	72 単位	32 単位
遷延性意識障がい (遷延性)	遷延性意識障がい者	遷延性意識障がい児	350 単位	72 単位	72 単位	
医療的ケア (日中一時支援の医療的 ケア対象者) ※特記事項 記載	医療的ケア対象者 ※利用事業所に看護職員(保健師、助産師、看 護師又は准看護師)の配置がある場合に限る		600 単位	91 単位	91 単位	

※ 障害児に係ることも家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める区分(平成18年厚生労働省告示第572号)